



令和8年度学校いじめ防止基本方針



日立市立油縄子小学校

いじめとは

- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 H25. 6. 28公布）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

☆ いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

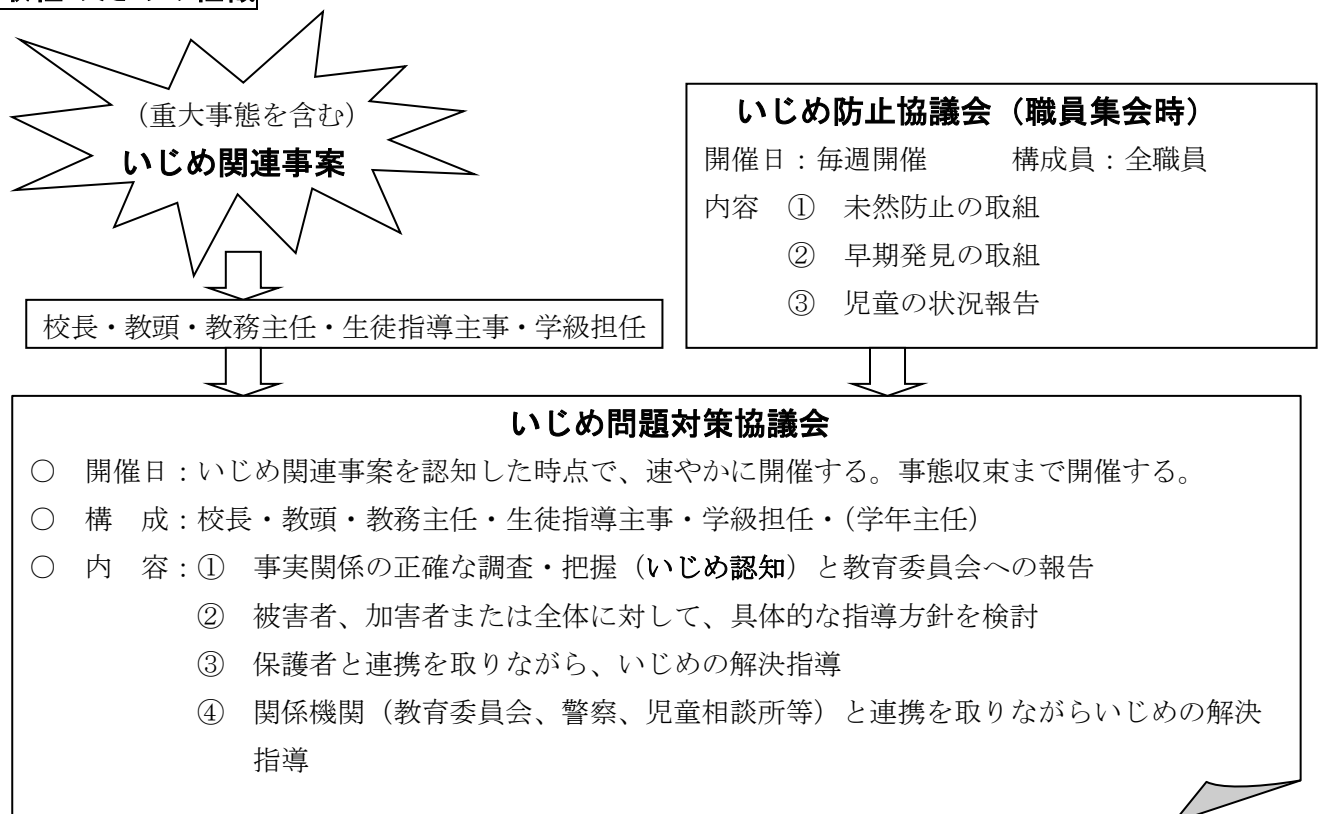
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

いじめの基本認識

いじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学級、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害である。
- ③ いじめは、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

取組のための組織



いじめの未然防止に向けて

1 生徒指導の実践上の視点を生かした教育活動（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）

① 「わかる授業づくり」をすべての児童が参加・活躍できる授業の工夫

② 生徒指導の4つの視点を意識した授業づくり

4つの視点

- 自己存在感の感受
- 共感的な人間関係の育成
- 自己決定の場の提供
- 安全・安心な風土の醸成

2 道徳教育・人権教育の充実（「ネットいじめ対策」を含む）

① 人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳の授業

② 携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携（家庭でのルールづくり推進）

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも、書き込みをした人を特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流した情報は、簡単には回収できないこと

③ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

3 心の居場所となる学級づくり

① 学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定

② ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを活用した人間関係づくり

③ WEBQU の活用

④ 個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童が安心して生活できる環境をつくる。

4 児童主体の活動の充実

① 児童の創意工夫を生かし、主体的な行動の育成を目指した学校行事

② 体験活動やボランティア活動を重視した教育活動の推進

5 いじめ防止研修会の実施

① 市及び県主催の研修会の伝達研修

② 校内研修会の実施

- ・「学校いじめ防止基本方針」の確認
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知及び「チェックリスト」の活用

いじめの早期発見に向けて

1 教育相談体制の充実 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- ① 週一回の生徒指導に関する情報交換（いじめ防止協議会）→情報共有と共通理解
- ② 一人一人の悩みや不安に感じる教育相談体制の確立と定期相談の実施
- ③ スクールカウンセラー、教育相談員など専門家の積極的・効果的な活用

2 小さなサインを見逃さないで一人一人に寄りそった指導の実践と組織対応

- ① 登校時や健康観察時等の児童の様子の確認
- ② 「いじめ発見チェックリスト」の活用や「学校生活についてのアンケート」（毎月）の実施
- ③ 年度当初の全児童についての共通理解と生徒指導主事を中心としたいじめ防止協議会における情報交換→情報共有と共通理解
- ④ 児童用の校内相談窓口（オンライン）の設置

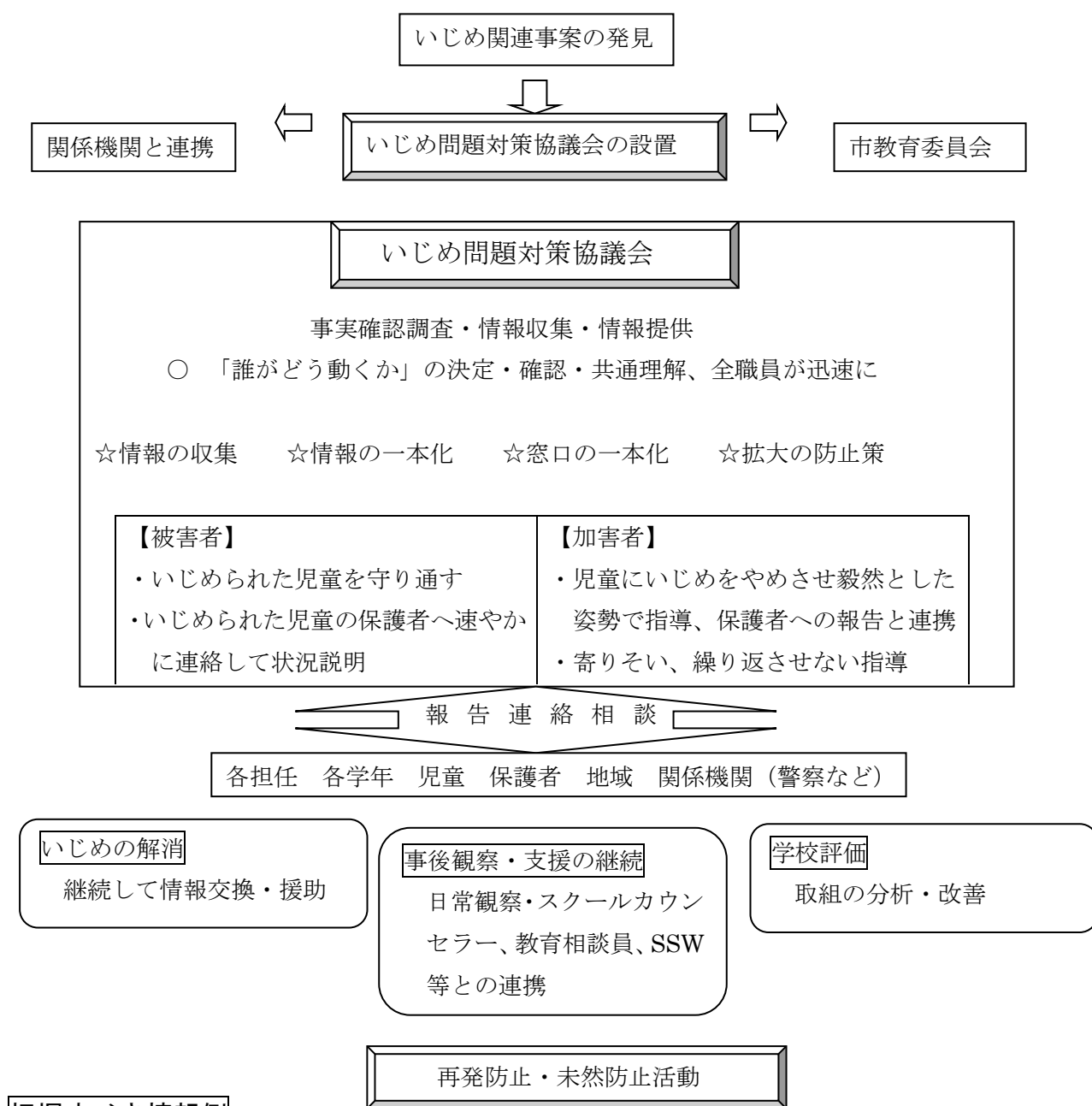
いじめ解消の定義

いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

3 保護者との連携

- ① 常時、相談できる体制づくり
- ② 学校だよりやホームページによる学校の取組や状況の積極的公開・学校評価項目の位置付け
- ③ 定期開催のPTA研修会や懇談会における情報交換の活用
- ④ 「いじめ・体罰解消サポートセンター」の周知
- ⑤ いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取組に対する評価の実施

いじめ防止体制（いじめ発生時）



把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじているのか？……………加害者と被害者の確認
- ◆ いつ、どこで起こったのか？……………時間と場所の確認
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…内容
- ◆ いじめのきっかけは何か？……………背景と要因
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………期間

要注意：児童や保護者の個人情報、その取扱いに十分注意すること

いじめ防止体制（重大事態発生時）

重大事態の発生とは

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」
例：児童が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合
精神性の疾患を発症した場合 金品等に重大な被害を被った場合
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安だが、日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分に把握する必要あり)
- 児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し出があったとき

